

建設工事代金債権の譲渡について

1 趣旨

当市が発注した工事の請負者が一般財団法人建設業振興基金の行う債務保証事業（「下請セーフティネット債務保証事業」又は「地域建設業経営強化融資制度」をいう。）を活用する場合、建設工事の代金債権の譲渡について承諾することとし、建設事業者の資金確保及び下請業者の支払いの円滑化を図るもの。

2 下請セーフティネット債務保証事業を活用する場合

(1) 債権譲渡人

原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請建設事業者（以下「債権譲渡人」という。）とする。

(2) 債権譲受人

債権譲受人は、事業協同組合（事業共同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とする。

(3) 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる建設工事は、前金払いの対象工事とする。ただし、次の工事は対象外とする。

ア 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

イ 以下の工事を除く、国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越など工期が複数年度にわたる工事

(ア) 国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(イ) 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 履行保証として役務的保証を必要とする工事

エ 当該建設業者の工事施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(4) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、建設工事請負基準約款第32条第2項（工事請負契約が解除された場合においては第47条第1項）の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既払金及び建設工事請負基準約款により発生する上越市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、譲渡後に契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、譲渡債権額は、変更後の金額から同様に既払金等を控除した額とする。

(5) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

(6) 債権譲渡承諾依頼に係る提出書類

債権譲渡人は、債権譲渡の承諾を依頼するときは、以下の書類を提出する。

① 工事履行報告書（様式1） 1通（提出前に工事進捗率等を工事担当課から確認を受け

たもの。)

- ② 債権譲渡承諾依頼書（様式2-①） 3通
- ③ 債権譲受人との間の調印済みの債権譲渡契約証書（様式3-①又は3-②）の写し 1通
- ④ 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- ⑤ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等の承諾書 1通

(7) 提出書類確認時の留意事項

- ① 工事履行報告書
工事出来高が前払がなされた金額以上であることを確認すること。なお、出来高の確認は、様式1の受領をもって足るものとする。
- ② 債権譲渡承諾依頼書
譲渡対象債権の金額（依頼時点）が工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していることを確認する。
- ③ 債権譲受人との間の調印済みの債権譲渡契約証書の写し
以下の下請保護方策が講じられている必要があることから、下表内(1)、(2)の措置を講じるときは様式3-①が、(3)の措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認する。

- (1) 債権譲渡人（元請負人。以下、本表中で「甲」という。）が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人（以下、本表中で「乙」という。）は、乙が発注者（以下本表中で「丙」という。）から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、甲に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、甲と乙の間の債務譲渡契約において定められていること。
なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、甲と乙の間で任意に定めるものとする。
- (2) 甲が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、乙は、乙が丙から受け取る当該工事請負代金額から甲への貸付金を精算の上、残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、甲と乙の間の債権譲渡契約において定められていること。
- (3) ただし、乙の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、また、乙が丙から受け取る当該工事請負代金額から甲への貸付金を精算の上、甲の倒産による任意整理において、残余の部分を乙が甲に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図る方式も認めることとする。この場合には、乙の事務体制を整備の上、(1)又は(2)への移行を図るようにすることとする。
なお、本通知中、倒産とは以下の場合をいう。
ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
イ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
ウ その他乙が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

- ④ 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書

債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。なお、債権譲渡人及び債権譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができる。

(8) 承諾処理手順等

承諾に係る事務は、次の手順で契約検査課が行う。

- ① 債権譲渡承諾依頼書等を受理する。
- ② 債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の依頼及び承諾状況を管理する。
- ③ 債権譲渡承諾書（様式2-①-①）2通は、上越市長印を押印し、債権譲渡人に交付する。

(9) 融資実行報告書の提出要求

債権譲渡人と債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式5-①）を提出させるものとする。

(10) 債権譲受人からの債権金額の請求受付

債権譲渡を受けた債権譲受人からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- ① 請求書 1通
- ② 上越市長印の押印のある債権譲渡承諾書（様式2-①-①）の写し 1通
- ③ 債権譲渡契約証書（様式3-①又は3-②）の写し 1通

なお、債権譲受人は上越市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができる。

(11) 請求書受領時の留意事項

請求書の受領時には、請求金額が譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していることを確認する。

3 地域建設業経営強化融資制度を活用する場合

(1) 債権譲渡人

2の(1)と同じ

(2) 債権譲受人

2の(2)と同じ

(3) 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる建設工事は、前金払いの対象工事とする。ただし、次の工事は対象外とする。

ア 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

イ 以下の工事を除く国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越など工期が複数年度にわたる工事。

(ア) 国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

- (イ) 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (ウ) 国庫債務負担行為等工事又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事。(この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。)
- ウ 履行保証として役務的保証を必要とする工事
- エ 当該建設業者の工事施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(4) 譲渡債権の範囲
2の(4)と同じ

(5) 債権譲渡を承諾する時点
当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(6) 債権譲渡依頼に係る提出書類

債権譲渡人は、債権譲渡の承諾を依頼するときは、以下の書類を提出する。

- ① 工事履行報告書(様式1) 1通(提出前に工事進捗率等を工事担当課から確認を受けたもの。)
- ② 債権譲渡承諾依頼書(様式2-②又は③) 3通
- ③ 債権譲受人との間の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3-③又は④)の写し 1通
- ④ 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- ⑤ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等の承諾書 1通

(7) 提出書類確認時の留意事項

- ① 工事履行報告書
工事出来高が2分の1以上であることを確認すること。なお、出来高の確認は、様式1の受領をもって足るものとする。
- ② 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲受人との間の調印済みの債権譲渡契約証書の写し
譲渡対象債権の金額(依頼時点)が工事請負契約に基づき当該建設事業者が請求できる債権金額と一致していることを確認する。
- ③ 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書
債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。

(8) 承諾処理手順等

承諾に係る事務は、次の手順で契約検査課が行う。

- ① 債権譲渡承諾依頼書等を受理する。
- ② 債権譲渡整理簿(様式4)により債権譲渡の依頼及び承諾状況を管理する。
- ③ 債権譲渡承諾書(様式2-②-①又は③-①)2通は上越市長印を押印し、債権譲渡人に交付する。

(9) 融資実行報告書の提出要求

- ① 債権譲渡人及び債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式5-①)を提出させるものとする。

る。

ただし、電子記録債権を活用した場合は、債権譲渡通知書(様式5-②)を提出させるものとする。

- ② 債権譲渡人が当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

(10) 債権譲受人からの債権金額の請求受付

債権譲渡を受けた債権譲受人からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- ① 請求書 1通(市の請求書兼検査調書を使用)
② 上越市長印の押印のある債権譲渡承諾書(様式2-②-①又は③-①)の写し 1通
③ 債権譲渡契約証書(様式3-③又は④)の写し 1通

なお、債権譲受人は上越市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができる。

(11) 請求書受領時の留意事項

2の(11)と同じ

4 上記制度において建設工事代金の債権の譲渡を承諾する期間

3の「地域建設業経営強化融資制度」を活用する場合については、令和13年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(様式1)

工事履行報告書 (債権譲渡用)

現場代理人の印

会社名

年 月 日現在

工事番号			
工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日 (上記のうち当該年度の工期) 年 月 日 ~ 年 月 日		
月 別	予定出来高 (%) () は工程変更後	実施出来高 (%) () は予定工程との差	備考
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
年 月		()	
(記載欄)			

注1 次の資料を添付してください。

工事の進捗状況を表示した工程表、工事写真 (着手前、現況)

注2 実施工程は出来高集計です。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) 上越市長

甲	請負者 (債権譲渡人)	住所 氏名	印
乙	(債権譲受人)	住所 氏名	印

債権譲渡人（以下「甲」という。）と債権譲受人（以下「乙」という。）の間で締結された 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が上越市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負基準約款第6条第1項ただし書の規定により、承諾くださるよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負基準約款第41条に規定する契約不適合責任は甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する中間前払金及び部分払は、上越市による承諾以降は請求しません。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

4 債権譲渡額

- ① 請負代金額 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- ② 前払金額 円
- ③ 中間前払金額
及び部分払金額 円
- ④ 債権譲渡額 円 (年 月 日現在見込額)
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

【甲】 様
【乙】 様

年 月 日付で提出された債権譲渡承諾依頼書について、上越市発注工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負基準約款第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する中間前払金及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、建設工事請負基準約款第32条第2項（工事請負契約が解除された場合には第47条第1項）の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する上越市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4①及び④の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて上越市に様式5の融資実行報告書を提出する。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わない。
- 5 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲又は乙が責任を持って行うこととし、上越市は関与しない。

確定日付印欄

上越市長

印

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) 上越市長

甲	請負者	住所	
	(債権譲渡人)	氏名	印
乙	(債権譲受人)	住所	
		氏名	印

債権譲渡人(以下「甲」という。)と債権譲受人(以下「乙」という。)の間で締結された 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が上越市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負基準約款第6条第1項ただし書の規定により、承諾くださるよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、建設工事請負基準約款第41条に規定する契約不適合責任は甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する中間前払金及び部分払は、上越市による承諾以降は請求しません。

〔「建設工事代金債権の譲渡について」(平成20年12月18日付け通知)3(3)イ(ウ)の場合は、上の2行を削除し、次の2行を追加する。〕

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する前金払、中間前払金及び部分払(各会計年度末におけるものは除く。)は、上越市による承諾を受けた以降は請求しません。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

4 債権譲渡額

① 請負代金額 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

② 前払金額 円

③ 中間前払金額
及び部分払金額 円

④ 債権譲渡額 円(年 月 日現在見込額)
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

【甲】 様
【乙】 様

年 月 日付で提出された債権譲渡承諾依頼書について、上越市発注工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負基準約款第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する中間前払金及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、建設工事請負基準約款第32条第2項の規定による（工事請負契約が解除された場合には第47条第1項）検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する上越市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4①及び④の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて上越市に様式5-①の融資実行報告書を提出する。
- 3 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに提出する。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではない。
- 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わない。
- 6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、上越市は関与しない。

確定日付印欄

上越市長

印

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(宛先) 上越市長

甲	請負者	住所	
	(債権譲渡人)	氏名	印
乙	(債権譲受人)	住所	
		氏名	印

債権譲渡人(以下「甲」という。)と債権譲受人(以下「乙」という。)の間で締結された 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が上越市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、建設工事請負基準約款第6条第1項ただし書の規定により、承諾くださるよう依頼します。

乙においては、本件の債権譲渡に対する売買代金(ただし、一部を除く)の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、建設工事請負基準約款第41条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する中間前払金及び部分払は、上越市による承諾以降は請求しません。

[「建設工事代金債権の譲渡について」(平成20年12月18日付け通知)3(3)イ(ウ)の場合は、上の2行を削除し、次の2行を追加する。]

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第35条及び第38条に規定する前金払、中間前払金及び部分払(各会計年度末におけるものは除く。)は、上越市による承諾を受けた以降は請求しません。

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期

年	月	日から
年	月	日まで

4 債権譲渡額

① 請負代金額 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

② 前払金額 円

③ 中間前払金額
及び部分払金額 円

④ 債権譲渡額 円(年 月 日現在見込額)
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

【甲】 様
【乙】 様

年 月 日付で提出された債権譲渡承諾依頼書について、上越市発注工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負基準約款第 6 条第 1 項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第 3 5 条及び第 3 8 条に規定する中間前払金及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、建設工事請負基準約款第 3 2 条第 2 項の規定による（工事請負契約が解除された場合には第 4 7 条第 1 項）検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する上越市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4 ①及び④の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに連署にて上越市に様式 5 - ②の債権譲渡通知書を提出する。

3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わない。

確定日付印欄

上越市長

印

債権譲渡契約証書

<債権譲渡人> (以下「甲」という。)と <債権譲受人> (以下「乙」という。)
とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結する。

(譲渡債権)

第1条 甲と上越市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約
(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し、
取得する以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を、 年 月 日、丙の
承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 円
- (6) 既受領金額 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項の規定によるもののほか本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は、前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第2項の規定による残額の返還を受ける債権及び同条第5項の規定による残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し、及び将来確定し、取得する下請工事代金債権又は資材納入に係る売掛債権（以下「下請債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない。）又は資材納入業者（法人、個人を問わない。）で、第11条の規定により受益の意思表示をした者をいう。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときに乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条の規定により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請負人に支払をするときは、乙は、甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払をしたときは、乙は、甲に通知する。

なお、残額があるときは、乙は、甲にその残額を引き渡さなければならない。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は、直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 下請負人は、乙に対して本契約の各条項を承認した上で、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の規定による担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の規定による場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

(説明請求)

第12条 下請負人は、乙に対して譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解約の禁止)

第13条 甲と乙とは、下請負人が第11条の規定に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住所
氏名 印

債権譲受人(乙) 住所
氏名 印

債権譲渡契約証書

<債権譲渡人> (以下「甲」という。)と <債権譲受人> (以下「乙」という。)
とは、以下のとおり債権譲渡契約を締結する。

(譲渡債権)

第1条 甲と上越市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約
(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し、
取得する以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を、 年 月 日、丙の
承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 円
- (6) 既受領金額 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項の規定によるもののほか本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は、前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

(下請保護規定)

第7条 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は、直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(合意管轄)

第9条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住所
氏名 印

債権譲受人（乙） 住所
氏名 印

債権譲渡契約証書

<債権譲渡人> (以下「甲」という。)と <債権譲受人> (以下「乙」という。)
とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結する。

(譲渡債権)

第1条 甲と上越市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約
(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し、
取得する以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を、 年 月 日、丙の
承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日
- (5) 請負代金額 円
- (6) 既受領金額 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項の規定によるもののほか本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は、前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の規定による残額の返還を受ける債権その他この契約によって生じる第7条の規定による残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共事業金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項の規定により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項の規定にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議の上、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から前項までに規定する弁済の充当等に要する費用は、甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払するときは、

乙は、甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 本件工事請負契約が解除された場合
- (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債務があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は、甲に通知する。
(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は、直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認した上で、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の規定による担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解約の禁止)

第13条 甲と乙とは、下請負人が第11条の規定に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住所
氏名 印

債権譲受人(乙) 住所
氏名 印

債権譲渡契約証書

<債権譲渡人> (以下「甲」という。)と <債権譲受人> (以下「乙」という。)
とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結する。

(譲渡債権)

第1条 甲と上越市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約
(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し、
取得する以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を、 年 月 日、丙の
承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日
- (5) 請負代金額 円
- (6) 既受領金額 円
- (7) 債権譲渡額 ((5)-(6)) 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項の規定によるもののほか本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は、乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 4 甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金(以下、本件買取代金という)の支払いは、乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお、第4条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が、本件買取代金を下回る場合には、その差額の支払いを金銭により行うことができるものとする。
- 5 前項により電子記録債権の債権者となった甲は、速やかに一般財団法人建設業振興基金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を書面で得るもの

とする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は、前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第5条第1項の清算払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

(電子記録債権払い)

第6条 甲は、本件請負工事の出来高が全体の50%に到達した段階で、本件買取代金のうち電子記録債権による支払い（以下、電子記録債権払いという）を乙に対して請求することができる。

2 甲は、電子記録債権払いを請求する場合には、乙に対して、遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の●営業日前までに、乙に対し、本契約別紙●の様式の電子記録債権払い請求書にて下記の事項を含む明細を通知の上、当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

(1) 電子記録債権払いを希望する日

(2) 乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

(3) 既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは、前回の請求の内容（前回の請求時点における出来高を含む）

3 乙は、甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には、速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

4 乙は、前項の規定による査定を踏まえて、当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し、又はこれを承諾しないことができる。

5 乙は、前2項に従って検討した結果、電子記録債権払いを承諾する場合には、乙を発生記録における債務者とし、甲を発生記録における債権者とする電子記録債権（以下の内容を含むものとする）を発生させる。

(1) 支払期日 本件工事請負契約等を踏まえ、乙が決定した日

(2) 債権額 本件工事請負契約及び第1条第1項(7)の債権譲渡額、本条第3項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ、乙が決定した金額

(清算払い)

第7条 乙は、本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には、受領した金額から、前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用（乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のために借入れを行った場合における、当該借入に係る利息その他の負担金を含む）を控除して得た残額を、本件買取代金の最終の支払（以下、清算払いという）とし

て甲に交付する。

2 乙が清算払いを実施することにより、本件買取代金の支払は完了し、甲はその後に譲渡債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、乙以外の者は丙に対して直接支払を求めることができない。

(解除)

第9条 次に掲げる事由が発生した場合には、乙は、その選択に従い、本件債権譲渡の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 甲が第6条第2項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料（出来高査定に係る資料を含む）に虚偽の記載があった場合
- (2) 甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実かつ正確でなかったことが判明した場合
- (3) 甲について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 丙が甲に対し、本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞、履行不能、不完全履行、相違、瑕疵、数量の相違等を理由として、譲渡債権の全部又はその一部に関し、その不成立、無効、取消、解除又は抗弁を主張した場合
- (6) 本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった場合
- (7) 甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場合

2 第1項の規定により解除がなされた場合において、当該譲渡債権について既に行われた電子記録債権払いがあるときは、甲は乙に対し、当該電子記録債権払いに係る電子記録債権の支払期日の前日までに、その債権額全額（ただし、一部解除の場合には、かかる債権額全額と、解除に係る譲渡債権の額のいずれか小さい方の金額）の払戻し及び乙の負担する合理的範囲の一切の費用を支払うものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住所

氏名

印

債権譲受人（乙） 住所
氏名

印

債 権 譲 渡 整 理 簿

(様式4)

承諾番号	担当課	依頼年月日	承諾年月日	工事名	請負者	請負金額	債権譲渡先
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

融資実行報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

甲	請負人	住所	
	(債権譲渡人)	氏名	印
乙	(債権譲受人)	住所	
		氏名	印

甲が上越市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該債権譲渡を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は、甲に対して金銭を貸し渡し、甲は、これを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署の上、報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

<譲渡債権の表示>

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期

年 月 日から
年 月 日まで

5 債権譲渡額

- ① 請負代金額 円
- ② 前払金額 円

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

- ③ 中間前払金額
及び部分払金額 円

- ④ 債権譲渡額 円 (年 月 日現在見込額)

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

<承認番号> (「債権譲渡承諾書」の承諾番号)

<振込口座>

- 1 金融機関名
- 2 預金の種別、口座番号
- 3 口座名義

債権譲渡通知書

年 月 日

(宛先) 上越市長

請負人

甲 (債権譲渡人)	住所	
	氏名	印
乙 (債権譲受人)	住所	
	氏名	印

平成 年 月 日付けでご承諾いただきました甲が上越市に対して有する下記工事請負代金債権について、乙に譲渡致しましたので、甲乙連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

<譲渡債権の表示>

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

4 債権譲渡額

① 請負代金額 円

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

② 前払金額 円

③ 中間前払金額
及び部分払金額 円

④ 債権譲渡額 円 (年 月 日現在見込額)

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

<承認番号> (「債権譲渡承諾書」の承諾番号)

<振込口座>

1 金融機関名

2 預金の種別、口座番号

3 口座名義